

# 平成31年度 市民税・県民税の申告 受付は2月18日(月)から

## ▶申告受付

- 期 間：2月18日(月)～3月15日(金)(土・日曜を除く)
- 受付時間：9時～17時(混雑の状況に応じ、受付時間を変更することがあります)
- 場所・問合せ：市役所1階 税務課 市民税係(106番窓口・内線281～283)
- ※申告期間中は、受付窓口や電話等大変混み合います。また、自動車等による来庁時に市役所駐車場の混雑状況によっては駐車できない場合がありますので、ご了承ください。



## ▶申告が必要な人

### 1.平成31年1月1日現在、市内在住で、次の要件にあてはまる人

- ①平成30年中に営業・農業・不動産などの所得のあった人
- ②給与所得者で次のような人
  - ・勤務先から市役所へ給与支払報告書の提出がない人(専従者給与も含む)
- ※不明の場合は勤務先で確認してください。
  - ・給与以外に地代・家賃・原稿料などの所得のあった人
- ※所得税では給与以外の所得が20万円以下の人は確定申告をする必要はありませんが、市民税・県民税については申告が必要です。
  - ・給与を2ヵ所以上の事業所から受け取っている人で、合算して年末調整を受けていない人
- ③平成30年中の所得が公的年金だけで、社会保険料などの諸控除を受ける人
- ④控除対象配偶者・扶養親族・事業専従者になっていない人と、市外の人の扶養親族になっている人

### 2.市外の人で、市内に事業所や家屋敷のある人

※ただし、所得税が納付または還付になる人は、税務署へ確定申告が必要となります。

確定申告をする場合は、市民税・県民税の申告をする必要はありません。

申告期間中は、市役所でも確定申告書をお預かりします。ただし、記入内容の相談・確認、申告書控への受付印の押印は行いません。必要な人は、直接税務署へ提出してください。

## ▶申告に必要なもの

### 1.平成31年度 市民税・県民税申告書

### 2.印かん(認印でかまいません)

### 3.所得を証明する書類(原本)

- ①給与所得者は、平成30年分の源泉徴収票または給与支払明細書
- ②公的年金受給者は、平成30年分の源泉徴収票
- ③営業所得者、地代・家賃収入のある不動産所得者、農業所得者は、収支計算書(または自己作成の諸表)や経費の領収書など
- ④原稿料・講演料・公的年金以外の年金・生命保険の一時金などのある人は、平成30年分の支払調書など

## 4.控除を証明する書類

- ①生命保険・個人年金・介護医療保険・地震保険等の控除証明書(原本)
- ②社会保険(国民健康保険・国民年金・介護保険)に加入している人は、平成30年中の支払金額がわかるもの
  - ※国民年金保険料(基金を含む)の控除を受ける場合は、当該保険料の支払いをした旨を証する書類が必要です。
- ③雑損・寄附金控除を受ける人は、その領収書または支払証明書(平成30年中の支払分の原本)
- ④医療費控除を受ける人は、医療費控除に関する明細書
  - 医療費控除の特例(セルフメディケーション税制)を受ける人は、セルフメディケーション税制の明細書・検診等または予防接種を受けた「一定の取組」を明らかにする書類
  - ※平成30年度から領収書の提出の代わりに医療費控除に関する明細書の提出が必要となりました。平成32年度までは、これまでと同様に領収書の提出により控除を受けることもできます。医療費は合計額を計算しておいてください。
- ⑤本人が扶養している人が障害者の人は、身体障害者手帳や療育手帳など(コピーまたは提示で可)
  - ※65歳以上の要介護認定を受けている人が障害者控除対象者と認定される場合があります。詳しくは、介護福祉課(内線514・515)へ。

### 5.配偶者特別控除を受ける人は、源泉徴収票など平成30年中の配偶者の所得がわかるもの

### 6.国外居住親族にかかる扶養控除等の適用を受ける人は「親族関係書類」と「送金関係書類」

### 7.「申告する人のマイナンバーカードまたは個人番号通知カード」と「来庁する人の身分確認書類」

## ▶申告時のお願い

- ・筆記用具・電卓などは持参し、申告書は自分で記入してください。
- ・控えが必要な人は、あらかじめコピーを取っておいてください。